## (個室型店舗の避難管理)

第50条の3 カラオケボックス、インターネットカフェ (消防法施行規則 (昭和36年自治省令第6号) 第5条第2項第1号に掲げる店舗のうち、インターネットを利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。)、漫画喫茶 (同号に掲げる店舗のうち、漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。)、テレフォンクラブ (同項第2号に掲げる店舗をいう。)、個室ビデオ (同項第3号に掲げる興行場をいう。) その他これらに類するもの (以下これらを「個室型店舗」という。)の関係者は、当該個室型店舗の遊興の用に供する個室 (これに類する施設を含む。)に設ける外開き戸で避難通路に面するものについて、開放した場合において自動的に閉鎖する構造とし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際にその開放によっても避難通路における避難上支障がないと認められるものにあっては、この限りでない。

## 【解釈及び運用】

本条の規定は、平成 20 年 10 月に発生した大阪市浪速区個室ビデオ店の火災を踏まえ、店内の避難通路及び避難口等の避難障害を防止し、利用者が安全に避難できることを目的として、避難通路に面する遊興の用に供する個室の外開き戸については、開放した場合において自動的に閉鎖するものとすることにより、避難上有効に管理することを義務付けたものである。

## 1 対象となる店舗等

- (1) 「個室型店舗」とは、令別表第 1(2) 項ニに掲げる用途に供する店舗等のことであるが、届出の有無や名称のみで判断せず、営業形態、サービスの内容等の要件を総合的に判断する必要がある。
- (2) 「その他これらに類するもの」とは、令別表第 1(2) 項ニに掲げる用途に類似する店舗を想定しており、省令第 5 条第 2 項第 2 号に規定する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)及び同項第 3 号に規定する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和 59 年政令第 319 号)に該当しない個室型店舗を含むものである。
- (3)「**遊興の用に供する居室**」には、個室型店舗を利用する客が直接利用しない事務室、 物品庫、厨房等は含まれない。

また、客が利用するトイレ、洗面所、シャワー室等についても、遊興の用に供する 個室には含まれない。

- (4) 「**これに類する施設**」とは、令別表第 1(2) 項ニ中の「これに類する施設」と同意であり、目隠し程度のパーテーションで仕切られたもの等、個室相当とみなすことのできる様々な形態の施設を想定しているものであること。
- 2 避難上支障がないと認められる要件

「避難の際にその開放によっても避難通路における避難上支障がないと認められるもの」とは、次によること。

(1) 個室の外開き戸を開放した場合において自動的に閉鎖しないものについては、当該 避難通路の幅員を狭めないような構造とし、避難上有効に管理されているものである こと。(図 5~0-3-1 参照)

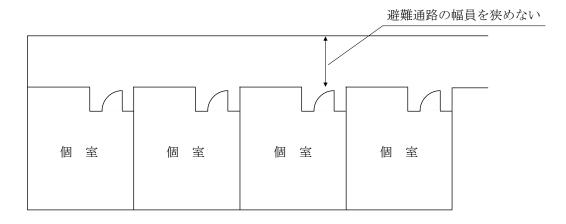


図50-3-1 避難通路の幅を狭めない構造の例

(2) 個室の外開き戸を開放した場合において自動的に閉鎖しないものについては、当該 避難通路の有効幅員が広く、避難に支障がないと判断されるものであること。この場合、片側に個室がある場合の外開き戸と避難通路の内壁との有効幅、また、両側に個室がある場合の外開き戸の有効幅は、それぞれ 60cm 以上確保できるものであり、避難口や誘導灯又は誘導標識の障害とならないものであること。(図50-3-2参照)

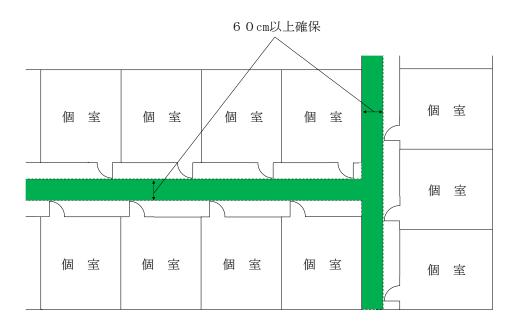


図50-3-2 避難通路の有効幅の例